

内閣総理大臣 福田 赳 夫 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

写送付先：科学技術庁長官，原子力委員会委員長，大蔵・文部・通商産業・運輸の各大臣，立教大学総長，近畿大学総長，武蔵工業大学長

原子力施設等の事故情報の収集，整理，保存及び公表に関する体制の整備確立について（勧告）

標記について，日本学術会議第73回総会の議決に基づき，下記のとおり勧告します。

記

我が国における原子力利用の急速な発展に伴って，本会議は，原子力科学研究についての勧告（昭和42年），放射線影響研究の推進についての勧告（昭和43年）及び大学関係原子力将来計画についての勧告（昭和46年）など，我が国の原子力研究開発体制の均衡と調和ある発展のためにしばしば提言を行ってきた。

しかし，これらの勧告が未だ十分に実施に移されていないことは，極めて遺憾なことである。特に，最近原子力発電所等において事故や故障が多発し，しかもそれに対して適切な措置がとられていないことが，原子力行政並びに原子力開発に対する国民の不信の一因となっていることは否定できない。

いままでもなく，原子力施設等における各種の事故や故障及び被曝データ等は，安全性確保のための技術の確立にとつて不可欠な情報源である。したがって米国をはじめ諸外国においては，それぞれしかるべきシステムを設けて事故情報の収集，整理，保存及び利用に努めている。我が国では原子力基本法において自主開発がうたわれ，また公開の原則が明記されているにもかかわらず，遺憾ながらこのようなシステムが存在しない。

よって本会議は，政府が原子力施設の事故情報の収集，整理，保存，利用及び公表を保障する体制の確立のため直ちに所要の措置をとるよう勧告する。

所要の措置には，

- (1) 事故情報を報告する義務を課する法的措置
- (2) 収集された事故情報の整理，保存，利用及び公表を行う機関の設置が含まれなければならない。

なお，国民の生命，健康及び安全にかかわる情報については，企業機密や，ノウハウの有無にかかわらず速やかに公表されるべきであることを付記する。

また，この機関は例えば別記参考案に示すように，必ずしも当初から膨大な機構を設ける必要はない。むしろ速やかに発足させることが肝要である。

(注) なおここで，事故，故障とは，原子力施設及び放射性物質の輸送や処分等において発生する異常な事象で，安全上及び技術上検討を要する一切のものを意味する。

別 記 (参考案)

- 1 名 称 原子力安全性情報センター (仮称)
- 2 形 態 特定の官庁には所属しない独立機関としての形態が望ましい。
- 3 任 務 このセンターは原子力発電所, 原子力船, 核燃料再処理工場, 加工施設, 研究開発機関などあらゆる原子力関係諸施設において発生する事故・故障その他の異常事態に関し各施設から報告され又は収集された情報を科学的に整理分析し, 定期的に科学情報として刊行することを主要任務とする。
このセンターの扱う情報には, 原子力施設従業員に関する被曝データも含まれるべきである。
- 4 構 成 N S I O が約 30 名の人員で運営されている現状にかんがみ, 当初計算機部門を含め 10~15 人で発足させることが可能である。
- 5 管理運営の基本原則

このセンターの提供する原子力安全に関する情報は, 設立趣旨にあるように原子力 3 原則に基づいた原子力技術の自主的確立のために科学者, 研究者によって広く利用せられるべき性質のものであるが, 同時にその情報が時としては大きな社会的影響力を持つが故に, 行政的干渉を始めとする各種の圧力を排除して, 科学性と客観性を確保するために万全の保障が講ぜられなければならない。そのためにその管理運営に当たっては, 次の原則が貫徹されなければならない。

(1) 自主的運営の原則

このセンターは原子力行政に関する通商産業省, 運輸省, 科学技術庁を始めとする各省庁の協力を前提とするのみならず, 電力会社その他原子力事業者との密接かつ公平なる連絡協調が不可欠である。このような協力関係を維持しつつ科学的・客観的データが遅滞なく公表されるためには, このセンターの運営上の自主性を法的に保障し, よって中立的運営を確保しておくことが先決である。

(2) 民主的運営の原則

センターの公表する情報の客観性を保ち続けるためには, 公刊された情報についての絶えざる批判, 吟味が公然と行われ, それが積極的にとり入れられるような運営がなされねばならない。このために関係研究者による Advisory Board を設けるなど, できる限り開放的運営が可能となるようにする必要がある。またセンター内の運営が民主的に行われるべきことはいうまでもない。

(3) 公開の原則

公開の原則が貫徹されなければ国民の信頼は得られないであろう。もし, 企業秘密やノウハウを理由として情報の公開が阻まれるなら, 結果として自主技術の確立が阻害され, また国民の合意形成も妨げられることになろう。少なくとも国民の生命・健康にかかわる情報は企業秘密やノウハウの有無にかかわらず, すべて公表されるべきであり, その他やむを得ず情報を制限する必要がある場合には, 関係機関及び関係研究者団体の了解を得ることが前提とされるべきである。